

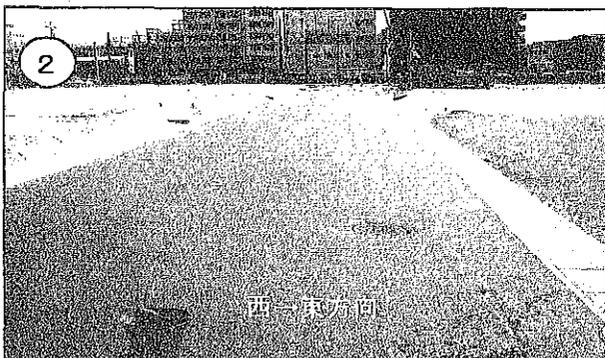
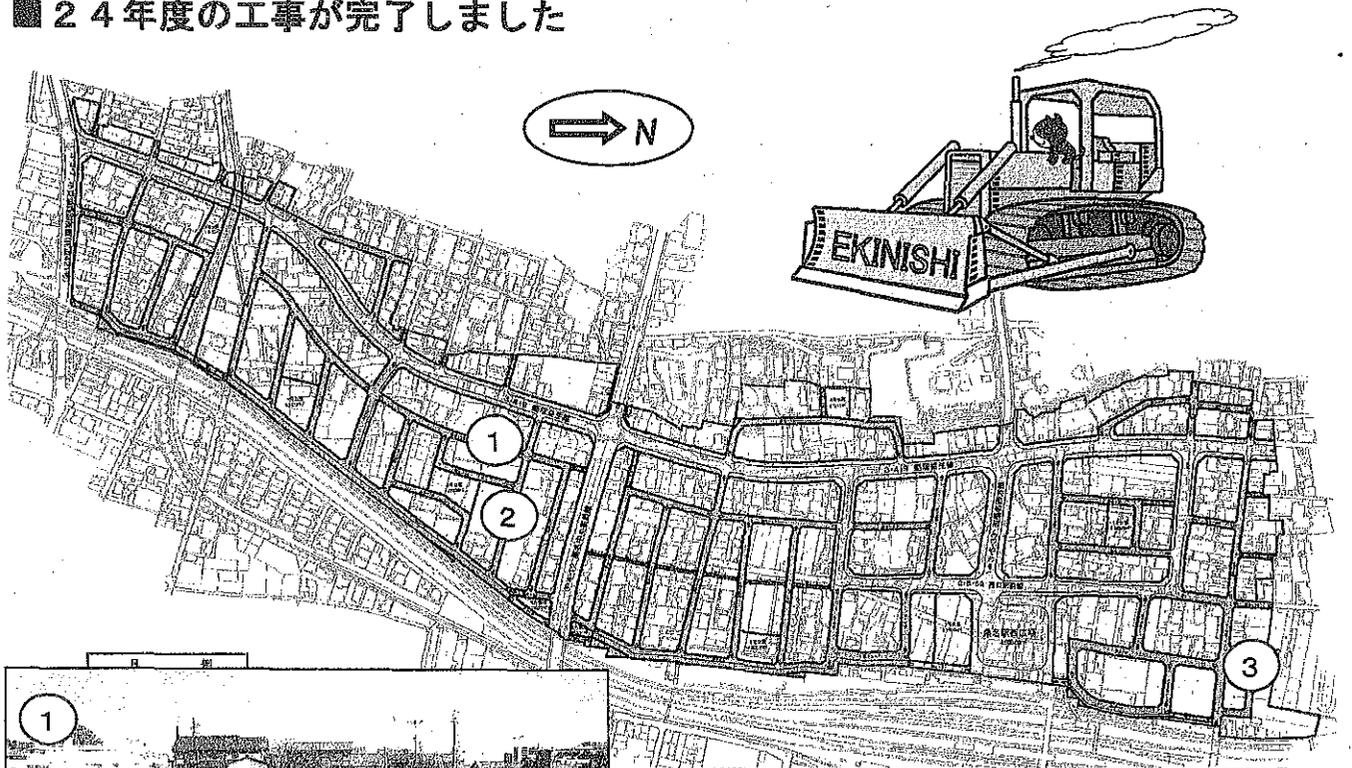
桑名駅西地区

区画整理ニュース 第80号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

24年度の工事が完了

■ 24年度の工事が完了しました



平成25年度も、引き続き先行建設街区及び桑名駅周辺地区で工事を進める予定です。事前にニュース等で案内しますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



■第9回評価員の会議を開催

平成25年3月25日、事務所会議室において、第9回評価員の会議を開催しました。

会議では、昨年7月に行われた審議会委員の改選結果、第20回審議会及び事業進捗状況を報告し、評価員の皆様から質問や意見をいただきました。

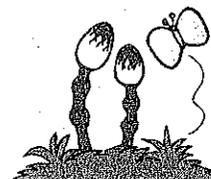
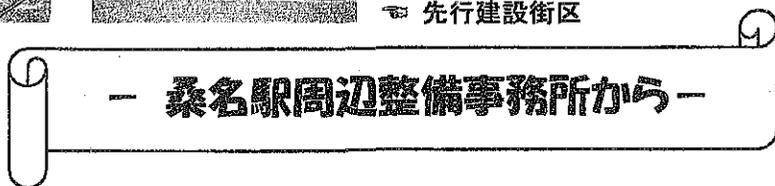
会議終了後、現地視察を行いました。



評価員の会議の様子



先行建設街区



■高齢者世帯を対象とした巡回訪問を実施中です

看護師・介護支援専門員の資格を持つ相談員が、毎月、第2・第4水曜日に高齢者世帯を対象とした巡回訪問を実施しています。

訪問の際は、健康面や介護等の相談など、お気軽に相談下さい。

なお、事業に関するお問い合わせは、従来どおり事務所職員が対応させていただきます。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に権利の変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。

（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きを考えて見える方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に備事務所までご相談ください。

■事業用地の無断使用はできません

市が事業用地として取得した土地は無断使用ができません。一時使用の希望がある場合は、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要です。事務所まで申し出ください。

（申請書は事務所にあります。）

なお、申請書の提出に当たっては、必要事項を記入し押印の上、使用希望日の1週間前には事務所へ提出してください。（決裁の都合上、許可書の発行に時間がかかります。）

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

（問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎(0594) 24-3614）

事業に対するお問合せ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

桑名駅周辺整備事務所

TEL：(0594) 24-1368、1439

桑名市大字東方116-6

E-mail: ekishujm@city.kuwana.lg.jp